

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年11月10日
事業者の氏名又は名称	清家興業有限会社(法人番号9500002022818)(代表者 清家信夫)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和2年6月3日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者の乗務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(9)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(10)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年11月11日
事業者の氏名又は名称	株式会社高知物流(法人番号3490001001895)(代表者 横山隆)
事業者の所在地	高知県高知市介良丙715
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市五台山小岩崎汐田1564-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	<p>令和2年10月28日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年11月11日
事業者の氏名又は名称	土佐進栄運送有限会社(法人番号9490002003514)(代表者 中村正人)
事業者の所在地	高知県高知市一宮南町1丁目9-31
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市一宮南町1丁目9-31
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和2年10月26日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。